

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

夏季休業終了後の市町村立学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和3年8月2日から令和3年9月12日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の市町村立学校の教育活動等については、令和3年8月17日付け教育長通知によりお示ししているところです。

しかしながら、本県においては現在も、連日2,000人以上が新規感染者となる状況が続いています。このような状況下においては、各学校が、強い危機感を持ちリスクを回避し、児童・生徒等の安全・安心を確保しながら、教育活動を継続していかなくてはなりません。

については、令和3年9月1日以降の県立学校の教育活動等について、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

貴教育委員会所管の各学校においても、次の県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じて、短縮授業や分散登校を実施すること、特にオンライン学習を活用した学びの継続について、積極的な取組を行うよう要請します。その際には、別添写しの県立学校長あて通知に加え、別添の資料1～3についても参考とするようお願いいたします。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

《県立学校における児童・生徒等への対応》

○ 基本的な対応について

- ・児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- ・毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- ・登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

○ 学習活動について

高等学校及び中等教育学校では、9月1日から9月12日までは、3年生（定時制については3・4年生）は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校

時刻を設定する。

- ・登校時の授業については、普通教室の上限人数を20人程度とする
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。
- ・9月1日以前から夏季休業終了後の教育活動を開始している学校のうち、分散登校の準備が整う学校については、教育委員会と協議の上、分散登校を前倒しして実施することを可とする。
- ・感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

県立特別支援学校では、夏季休業終了後から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

○ 部活動について

原則として中止とする。

ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。

○ 学校行事について

修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

校外活動は延期又は中止とする。

文化祭・体育祭等については、延期又は中止とする。

各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

また、特に次の点について、貴教育委員会所管の各学校に対し、御指導くださるよう併せてお願いします。

**【緊急事態措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】**

- 現在、従来株より感染しやすい可能性や重症化しやすい可能性が指摘されている変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいる。下記の「変異株と対策について」を参考に、感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。
- 児童・生徒等が自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
- 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底することや、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診することを、児童・生徒等や保護者に促すこと。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組むこと。

- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。
- 部活動について、活動時間の制限や、活動内容・方法の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、貴教育委員会において引き続き適切に対応すること。
- 引き続き児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。特に、休業期間終了後の時期に児童・生徒等の自死が増加する傾向があることを踏まえ、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。

**変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年8月17日変更)から抜粋】**

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍(40-64 歳では1.66 倍)と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)や B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)の割合が上昇しており、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進んでいる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

なお、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって、これらの対応を変更することがあります。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下

T E L 045-210-8292

# 短縮授業・分散登校について

## 1. 夏季休業明けの教育活動に関する基本的な考え方

- 夏季休業明けの学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要があることや、学校の教育活動は保護者や地域の方のご理解とご協力が不可欠であることを踏まえることが必要である。
- 指導に当たっては、児童・生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、児童・生徒の心身の状況の把握と心のケアに努める。
- 特に、通常登校を行うことができる状況になったとしても、国の「新しい生活様式」を踏まえた、学校における教育活動と感染症対策の両立が求められるため、さらに一層の工夫、配慮が必要である。
- 市町村立小・中学校においては、県立学校と比べ通学の範囲は限定的であるが、保護者や教職員の生活圏を考慮すれば、交通網の発達している本県の場合、段階的に通常登校へと移行していく期間や方法等については、各市町村教育委員会及び各学校が、地域の感染状況のほか、学校の規模や、保護者等の感染への不安、学習の遅れへの懸念等を見極めながら、地域の実情に応じて、適切に設定していくことが重要である。
- こうした考え方のもと、各市町村教育委員会及び各学校が、学校における教育活動の再開に当たり、本資料や「市町村立学校の教育活動再開等に関するガイドライン」（令和2年5月子ども教育支援課作成）に示す内容を参考に、それぞれの地域の実情等に応じて適切に取り組んでいただきたい。

## 2. 短縮授業や分散登校の準備・計画

### (1) 短縮授業・分散登校

- 夏季休業明けの登校に当たっては、在籍する全児童・生徒が一斉に登校し、学級等の集団で通常の教育活動を実施する前に、まずは、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、短縮授業や分散登校※を効果的に実施すること。

※短縮授業…長時間の集団生活を避けるため、1日の授業時間数や1単位時間を削減し、学校における活動時間を短縮する方法。

分散登校…「3密」を避けるため、児童・生徒を複数のグループに分けたうえで、それぞれが定められた時間、日において登校する方法。

- 実施期間や実施方法については、各市町村教育委員会や各学校が、地域の感染状況や学校の規模等を踏まえ計画すること。

## (2) 短縮授業・分散登校の立案

各学校では、1学級の児童・生徒数や学級数、学校施設の実状等を踏まえ、次の手順を参考に、短縮授業・分散登校等の計画を立てること。

### ア 教室の座席配置

○ はじめに、1つの教室で同時に活動する児童・生徒の人数を検討する。

▶ 次の文部科学省の見解を踏まえること。

#### 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）開けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を避ける必要性も高まるため、レベル3の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル1及びレベル2の地域では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3つの密」を避けるよう努めてください。

#### 【レベル3地域】

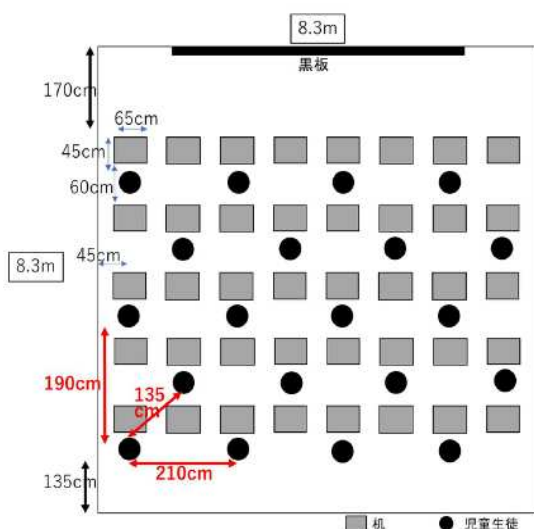
児童生徒の感覚を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席を配置します。このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

#### 【レベル1地域・レベル2地域】

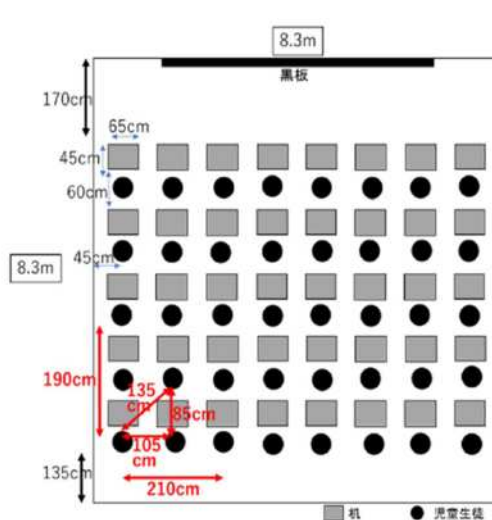
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

(参考)

<20人の例>



<40人の例>



令和3年4月28日「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」より抜粋

#### 【工夫・配慮の事例】

□ 登校再開の前に、予め「使用しない机・椅子を撤去する」「床にテープで座席の位置を記しておく」など、活動中に児童・生徒間の距離が短くならないよう留意。

## イ 分散の仕方

- 次に、分散の仕方を検討する。

### <登校する児童・生徒の分け方>

- ▶ 考えられる児童・生徒の分け方は次のとおり。
  - ① 学年別 例) 1・3・5年と、2・4・6年とで分散登校
  - ② 学級別 例) 1・3組と、2・4組とで分散登校
  - ③ 学級内 例) 出席番号1～18番と、19～38番とで分散登校
  - ④ 地区別 例) A・B・C地区と、D・E・F地区とで分散登校

### <登校する時間の分け方>

- ▶ 考えられる時間の分け方は次のとおり。
  - a 登校日による 例) 月・水・金曜日と、火・木曜日とで分散登校(週替わり)
  - b 時間帯による 例) 午前(給食まで)と午後(給食から)とで分散登校

- 各学校では、学校の規模や教職員体制、地域の実情等を踏まえ、上記の分け方それぞれの利点と課題を勘案したうえで、分散の方法を決定すること。

### 【工夫・配慮の事例】

- 小学校において、各学級を分けることで、学級担任が自分の学級全員を指導。併せて学級を分ける際に、地区別で分けることで登下校時の安全を確保。
- 小学校において、分散登校時の指導体制を整えるために、教職員が低・中・高学年でグループを組み、教科分担などを実施。
- 児童・生徒が登校する時間帯によっては、通学路の交通規制等、安全確保に留意。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。
- 登下校時に、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることを計画。集団登下校を行う場合には、登下校中に密接とならないような指導計画。

- 実施期間において、学級担任や養護教諭など、特定の教職員に過重な負担がかからないようにすること。

### ▶ 全ての子どもを全ての教職員で育てる仕組みをつくる。

- ・朝の会や給食指導、学級活動などで学級担任の固定化を緩め、学年主任や副担任、学年外の教職員も含め全員がローテーション制で担当。
- ・小学校で教科分担制の実施。
- ・教職員がローテーションで時差出勤等を行える体制づくり。

### ▶ 地域ボランティアや外部人材と積極的に連携・協力する。

- ・通常時とは異なる業務の発生も考慮した、地域ボランティアや外部人材との連携・協力体制を検討・構築。
  - 例) 家庭学習の支援、補習の支援、登下校の安全管理、給食指導 等
- ・学校評議員会や学校運営協議会等により、地域の方々へ支援・協力を求める工夫

【参考】分散の仕方例

①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

	月		火	
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食
午後	家庭学習	教室での指導	教室での指導	家庭学習

②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例  
(例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

月	火	水	木	金	土
1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習

③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

	月	火	水	木	金
1年生	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
2年生	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習
3年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習
4年生	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習
5年生	家庭学習	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習
6年生	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日

## ウ 日課の設定

- 各学校では、感染リスクの低減や児童・生徒の負担軽減、学習の保障等の観点から、1日の授業時間数や1単位時間、日課等を検討し、設定すること。
- 長時間の集団生活を避けるため、1日の授業時間数や1単位時間を削減するなど、学校における集団での活動時間を適切に設定すること。
- 全ての児童・生徒が、うがいや手洗い等を確実に励行するための時間を確保するよう、工夫や配慮を行うこと。
- 教科指導だけでなく、休み時間の一人ひとりの表情やしぐさに目を向けるなど、児童・生徒の生活面、心身の健康面から指導等を行う時間を確保するよう、工夫や配慮を行うこと。

### 【参考】日課例

#### □ 30分 午前5コマ 午後3コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:20	1校時	13:30~14:00
9:20~9:30	休憩	14:00~14:10
9:30~10:00	2校時	14:10~14:40
10:00~10:10	休憩	14:40~14:50
10:10~10:40	3校時	14:50~15:20
10:40~10:50	休憩	15:20~15:30
10:50~11:20	4校時	
11:20~11:30	休憩	
11:30~12:00	5校時	
12:00~12:05	休憩	
12:05~12:15	帰りの会	15:30~15:40

#### □ 40分 午前4コマ 午後3コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:30	1校時	13:30~14:10
9:30~9:40	休憩	14:10~14:20
9:40~10:20	2校時	14:20~15:00
10:20~10:30	休憩	15:00~15:10
10:30~11:10	3校時	15:10~15:50
11:10~11:20	休憩	15:50~16:00
11:20~12:00	4校時	
12:00~12:05	休憩	
12:05~12:15	帰りの会	16:00~16:10

#### □ 45分 午前4コマ 午後3コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:35	1校時	13:30~14:15
9:35~9:45	休憩	14:15~14:25
9:45~10:30	2校時	14:25~15:10
10:30~10:40	休憩	15:10~15:20
10:40~11:25	3校時	15:20~16:05
11:25~11:35	休憩	16:05~16:15
11:35~12:20	4校時	
12:20~12:25	休憩	
12:25~12:35	帰りの会	16:15~16:25

#### □ 50分 午前3コマ 午後2コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:40	1校時	13:30~14:20
9:40~9:50	休憩	14:20~14:30
9:50~10:40	2校時	14:30~15:20
10:40~10:50	休憩	15:20~15:30
10:50~11:40	3校時	
11:40~11:45	休憩	
11:45~11:55	帰りの会	15:30~15:40

## エ 学習指導

- 各学校では、必要に応じて計画の変更や内容の精選等を行うといったカリキュラム・マネジメントに取り組むこと。



## ＜実施上の留意点＞

- 各市町村教育委員会及び各学校では、短縮授業や分散登校を実施する期間や方法等について、地域の感染状況のほか、学校の規模や、保護者等の感染への不安、学習の遅れへの懸念等を見極めながら、地域の実情に応じて、適切に設定すること。
- 長期間の臨時休業明けであることを踏まえ、児童・生徒が学校生活のリズムや環境に徐々に慣れていけるよう無理のない計画を心がけること。
- 再開時にオリエンテーションを設定し、児童・生徒への感染防止のための指導を徹底すること。
- 時間割編成の工夫の一つとして、1単位時間を短くしたうえで授業コマ数を増やすことは、令和2年5月15日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」においても例示されているところ。
- ただし、その際には、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされていることも踏まえ、児童・生徒や教職員の負担軽減にも配慮した時間割を編成することが必要がある。
- また、上記【参考】日課例では、段階的再開期間の特例的な対応の一つとして「30分・40分授業」を例示。この場合には、授業で行う学習内容と、登校しない日に課す家庭学習内容とを効果的に連動させ、指導計画に位置付ける必要がある。

【参考】令和2年5月15日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」抜粋

### 2. 子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

#### ② 学校の授業における学習活動の重点化

#### (2) 年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICTの活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

- 教科指導に加え、児童・生徒の生活面や心身の健康面からの指導、教職員と児童・生徒間及び児童・生徒同士の人間関係づくりのための活動等を設定すること。
- 県内の感染状況や国の動向等により、設定した期間等について変更する場合もあるなど、柔軟に対応する必要がある。

#### (4) 家庭・地域等との連携

- 各学校では、取組方針や授業予定などを保護者や地域の方、関係機関等に周知し、その理解・協力を求めること。
  - 毎日の日課、中でも登校時間・下校時間について、保護者や地域の登下校見守りボランティア等に予め周知すること。
  - 学校における感染予防対策や、児童・生徒のマスク持参・着用、毎朝の検温記録を含めた健康観察カードの記入等について、保護者に周知し、その理解・協力を求めること。
  - 登校しない日における家庭での学習課題について、保護者にも周知すること。

#### 登校しない日の「居場所」について

- 各市町村教育委員会及び各学校では、保護者等からの相談に応じる窓口を設置すること。
- 各市町村教育委員会及び各学校では、登校しない日に、特段の事情により自宅で過ごすことができない児童生徒には、その「居場所」について、保護者と個別に相談、調整のうえ、対応すること。
- また、放課後児童クラブ、放課後デイサービス等において、密集性を回避し感染を防止する観点等から一定のスペースを確保することが必要である。  
各市町村教育委員会及び各学校では、短縮授業・分散登校実施期間において、学校に登校しない児童生徒の安全・安心な生活を最大限に確保するという観点から、福祉部局や放課後児童クラブ等と連携・協力し、学校施設の貸出しなど、引き続き適切な対応に努めること。

# ICT を活用した学びづくりのための手引き (小・中学校) ～オンライン学習に向けた抜粋版～

## 概要

- ・ ICT を活用した家庭等での学習
- ・ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習
- ・ 動画教材等の学習コンテンツ一覧表

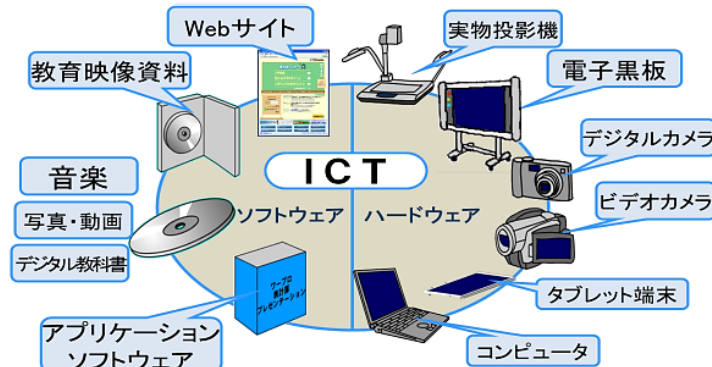
令和3年8月  
神奈川県教育委員会

# 目次

1	ICTを活用する意義やねらい	1
(1)	ICT活用の基本的な考え方	1
(2)	ICTを活用した学習場面	1
(3)	ICTを使ってできることや効果	2
2	ICTを有効に活用するための環境調査・環境整備	3
3	ICTを活用した学校等での学習	7
(1)	ICTを活用した学習場面	7
(2)	各教科等におけるICTの活用例	10
4	ICTを活用した家庭等での学習	19
(1)	オンラインによりICTを有効に活用するための 学校・家庭の環境調査	19
(2)	オンラインでの学習形態	19
(3)	オンライン学習のポイント	20
(4)	オンライン学習での留意事項	22
5	児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習	26
6	動画教材等の学習コンテンツ一覧表	29
7	ICTを活用した指導力向上に向けての取組	33

抜粋部分

ICT (Information and Communication Technology) とは、情報や通信に関連する技術一般の総称のことで、一般的には「情報通信技術」と訳されます。なお、文部科学省作成の資料においては「情報コミュニケーション技術」と訳す場合もあります。「IT (Information Technology: 情報技術)」とほぼ同様の意味で用いられていますが、ITよりコミュニケーションを強調した表現で、国際的には欧州を中心に「ICT」が定着しています。この手引きでは、下図のように「ICT」をソフトウェアとハードウェアを合わせたものとして考えます。



神奈川県立総合教育センター  
令和2年度初任者研修講座  
「授業力向上」テキスト  
「教育の情報化」より

※このほかにも、ハードウェアとしてプロジェクタ、ICレコーダー、  
スキャナ、大判プリンタ等が考えられます。

## 4 ICTを活用した家庭等での学習

学校では、児童・生徒が家庭等において、自分の理解に合わせ、いつでも自由にICTを活用しながら、予習、復習等の学習を進めることができるよう指導・支援を行うことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症により、臨時休業や学級閉鎖等の措置がされた場合等に備え、オンライン学習等により学びの機会を保障する必要があります。学校では、迅速な対応がとれるように、次のチェックリストを参考とし、各校の実情に応じた準備を進めましょう。

### (1) オンラインによりICTを有効に活用するための学校・家庭の環境調査

- 学校で用いるICT端末は、学校外でインターネットと接続可能か。
- 児童・生徒の家庭で、パソコンやタブレット、スマートフォンなどのインターネットに接続でき、学習に専有できる端末を所持しているか。
- 学校、児童・生徒の端末でWEB会議システム（Zoom、Google Meet など）が使用可能か。
- 児童・生徒の家庭に、安定的にインターネットが利用できる環境が整備されているか（Wi-Fi など）。
- WEB会議システム等を用いた通信テストを学校と各家庭間で行い、通信状況や家庭での機器の状況等、オンライン通信での課題を把握できているか。（通信テストを重ねることで改善点（全体、学校、家庭）を見いだす。）
- オンラインで課題のやり取りができるオンラインストレージや共有ドライブ、LMS（Learning Management System：Google classroom、MetaMoji Classroom、ロイロノートなど）が準備されているか。

※電子メールの活用などで課題のやり取りは可能ですが、LMSが整備されていると、多くの操作が1つのシステムでできるようになります。



### (2) オンラインでの学習形態

オンライン学習の主な形態は、リアルタイム（同期）型とオンデマンド（非同期）型があり、リアルタイム型では、教員が授業を実施する時間に合わせて、児童・生徒は授業を受けることとなります。オンデマンド型では、あらかじめ録画した動画や資料、課題などを配信し、児童・生徒が、いつでも動画を視聴したり、課題に取り組んだりすることができます。

- ・リアルタイム型のオンライン学習を実施するには、一般的にはWEB会議システムを利用し、カメラを接続した指導用端末を用いて、授業者や板書、授業者の端末画面を全体で共有します。
- ・オンデマンド型のオンライン学習では、事前に撮影した授業動画を編集して動画サイト等を利用し視聴者を限定して公開したり、WEB会議システムで録画したリアルタイム型のオンライン学習を共有したりする方法があります。



## 例) オンライン学習の実施に向けての準備

### A県教育委員会、B義務教育学校、C・D高等学校の事例 【ICTを活用した学習保障に向けた取組】

※令和2年6月時点の取組状況です



教育課程の実施  
(5月15日通知2(1))

#### ➤ **ポイント** 臨時休業に備えICTを活用した学習支援に取り組む際の教育課程の編成・実施に係るポイントを押さえた取組を推進。

#### A県教育委員会の例

所管の高等学校の参考にICTを活用した学習支援に取り組む際の手順や留意点を提示。

##### 【通知の章立て】

- 1 オンライン学習の定義
- 2 オンライン学習の手法及び内容
- 3 事前の環境整備
- 4 実施に向けた準備
- 5 校内で整理すべき事項



##### Point

**オンラインを活用した学習**で取り扱う**学習内容**について、

- ・ **年間指導計画や時間割などの諸計画における位置付け**
- ・ **指導方法や学習評価の取扱い**

など、**教育課程の編成・実施にかかわる基礎的な事項**を押さえて示している。

##### 3 事前の環境整備

- (1) 学校内の状況確認 (配信用機材や生徒用タブレット等の台数、校内のWi-Fi環境)
- (2) 生徒の状況確認 (家庭での受信用機材の保有状況、Wi-Fi等の状況)
- (3) 施設課への申請等 (会議システム利用に際してのアカウント数の申請)
- (4) 教員間での試験的ミーティングの実施 (アプリのダウンロード、配信・受信確認)
- (5) 教員間でのオンライン授業の試行

##### 4 実施に向けた準備事項

- (1) オンライン学習の内容決定 (2) 機材の使用法等についての校内研修
- (3) 生徒向け説明書作成とその周知 (4) 家庭で受信用機材、Wi-Fi環境が整備できない生徒に対する機材の貸与 (5) オンライン学習の時間割作成

##### 5 校内で整理すべき事項

- (1) 生徒の参加状況の確認方法と不参加生徒に対するフォローの在り方 (2) 授業実施における著作権法への留意
- (3) 動画配信における個人情報への留意 (4) 年間指導計画の見直しとオンライン学習の位置付け
- (5) 評価方法の見直し (定期考査の回数、休業中の課題の取扱いなど)
- (6) 機材等の調達に間に合っていない生徒への対応(感染防止対策に留意した上で少人数での学校施設の利用 等)

11

文部科学省 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例について

【令和2年7月31日：第2弾】11ページ

(以下取組事例7月版という 右二次元コード参照)



### (3) オンライン学習のポイント

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、臨時休業の措置がされた場合等に備え、「4-(1) オンラインによりICTを有効に活用するための学校・家庭の環境調査」(19ページ)を参考に児童・生徒の家庭のICT環境を把握しましょう。
- ・ リアルタイム型のオンライン学習の実施に当たっては、通常の授業に比べ児童・生徒の反応が見えにくいことから、WEB会議システムの挙手機能やチャット機能を活用して質問を受け付けたり、授業後もメールや電話などで質問を受け付けたりするなど、WEB会議システムの機能の習熟や工夫により、児童・生徒の理解度を把握することが必要です。
- ・ オンデマンド型のオンライン学習の教材作成に当たっては、5分から10分程度の短い時間で児童・生徒に身に付けてほしい基礎的な知識・技能等を説明するとともに、知識・技能をどのように活用して課題等の学習に取り組むのか説明するなど、児童・生徒が自ら学習に取り組みやすいような工夫を行うことが必要です。
- ・ 授業での活用だけではなく、全校集会、教育相談、三者面談など、日常的なオンライン形式でのICTの活用を進めることで、教員自身がスキルを磨いていきましょう。

## 例) オンライン学習実施に際しての工夫と継続的な活用

※既に一人一台のタブレット端末が整備されていた学校の取組。

### B 義務教育学校の例

➤ **休業期間中からの段階的なオンライン学習の導入と、学校再開後の継続的な活用の取組**

➤ **オンラインでの学習実施に際しての工夫  
～段階的な導入と、学習状況の把握～**

～オンライン学習の段階的な導入～

**【3月】**  
(第1・2週)

- ・ 家庭のWi-Fi環境の確認 (2月に実施)  
ポケットWi-Fiの貸出
- ・ ICT支援員と相談しオンライン学習で用いるアプリケーションを決定、説明書を家庭に配布

(第3・4週)

- ・ 第3週は朝の会、第4週から1日2コマのオンライン学習を段階的に実施

**【4月～5月】**

- ・ 3月の取組を踏まえ1～4年生は1日4コマ、5～9年生は1日5コマのオンライン学習を実施

～休業期間中の学習状況の把握～

以下の取組を実施

- ・ オンライン中のノートを撮影し投稿
- ・ 出題した問題への回答
- ・ 単元テストの実施
- ・ 学校再開時における定期テストの実施

➤ **学校再開後のオンラインの活用  
～教育課程内外での活用～**

**学校再開後も教育課程内外の活動でオンラインを活用**

- ・ 全校集会や生徒会の話し合いでの活用
- ・ 総合的な学習の時間での調べ学習や地域の人とのやりとりでの活用。
- ・ 生徒の発案による夜間の生徒相互の学習会(自習)での活用

○オンライン学習を経験した生徒の感想など

○オンライン学習への生徒のかかわりや感想は次のとおり

- ・ 学習委員を務める第9学年の生徒がオンライン学習のルールを作成するなど、教師と生徒と共が学習環境の整備に取り組んだ。
- ・ 対面ではないため、ノートを取るスピードや授業のスピードが合わなかった。
- ・ チャット機能があり授業より教師に質問しやすい。
- ・ 画面を見るのは疲れるため、休憩時に外を見たり、糖分をとったり、体操をしたりするなど、できるだけ画面から離れる工夫をした。

12

(取組事例7月版 12 ページ)

## (4) オンライン学習での留意事項

### ①授業目的公衆送信補償金制度について

授業目的公衆送信補償金制度は、2018年5月の法改正で創設された制度です。従来の著作権法では、学校等の教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で、著作物等のコピー（複製）や遠隔合同授業における送信（公衆送信）を、著作権者等の許諾を得ることなく、無償で行うことができました（いずれの場合も著作権者の利益を不当に害する利用は対象外）。

2018年の法改正では、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことで、無許諾で行うことが可能となりました。

具体的には、2020年4月28日の法施行後は、学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を、生徒の端末に送信したり、サーバーにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるようになりました。

ただし、著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、利用にあたって教育機関の設置者は、文化庁長官が唯一指定する、一般財団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に補償金を支払うことが必要となっています（年度当初の臨時休業等の対応として、令和2年度に限り無償）。

（一般財団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS

右二次元コード参照）



## 授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始前）



この制度が開始される前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。



# 授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始後）



この制度が開始されることで、利用者は「その他の公衆送信全て」を無許諾・有償で行えるように。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

(文化庁 コロナ時代における教育のデジタルライゼーションに対応した著作権制度について令和2年10月7日 右二次元コード参照(発表資料1))



## 著作物利用にあたってのNG例

- ×客観的に見て授業に必要な部分、部数等を超えること。
- ×購入が前提の副教材などを複製、公衆送信すること。
- ×有料での視聴が必要な教育動画サイトなどの映像を授業で用いたり、公衆送信したりすること。
- ×授業以外(保護者会、職員会議など)で複製、公衆送信すること。
- ×著作物が含まれた映像や画像を、不特定多数が視聴できる(パスワードなどを設定しない)状態で公開すること。



## ②オンライン学習での課題の取扱いについて

- ・提出された課題に関しては、添削による指導等を行うことで児童・生徒の学習状況を把握し、その状況を観点別に評価し、適切な機会を捉えて児童・生徒にフィードバックすることにより、学びの改善を図るようにします。
- ・オンラインで課題等のフィードバックをする際には、児童・生徒の情報が他の児童・生徒に漏えい等することがないように、その取扱いに十分留意する必要があります。

## 取扱いに注意が必要な課題等

- ・総括評価である評定
  - ・観点別学習状況の評価
  - ・定期テスト
  - ・日常的に行われる小テスト
  - ・評価が書きこまれたレポート など
- ※市町村ごとの個人情報の取扱いに則った運用をしましょう。



### ③情報モラル教育の充実

ICTを活用した学習が進む中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするために、各学校における情報モラル教育は極めて重要になります。

学習指導要領解説総則編において、情報モラルは、『情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』と記載されており、具体的な内容や学習活動としては以下のようなものが考えられます。このような学習活動を通じて、児童・生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要であり、その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要です。

情報モラル教育の具体的な内容	学習活動
他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動</li> <li>・ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考える学習活動</li> <li>・情報には自他の権利があることを考える学習活動</li> </ul>
犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報には誤ったものや危険なものがあることを考える学習活動</li> <li>・情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考える学習活動</li> </ul>
コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康を害するような行動について考える学習活動</li> </ul>

文部科学省 「教育の情報化に関する手引き―追補版―  
(令和2年6月)」の2章(右二次元コード参照)



#### 《情報モラル教育参考資料》

##### ○児童・生徒向け啓発資料

- ・「インターネットをつなぐとき守ってほしい、大切なこと」
- ・「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～」

##### ○教員向けの指導資料等

- ・情報科社会の新たな問題を考えるための教材  
 <児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き>
- ・情報モラル実践事例集 など

文部科学省 「教育の情報科の推進 情報モラル教育の充実」  
(右二次元コード参照)



#### ④学校と保護者等との共通理解

児童・生徒に対し、安心・安全に利用するための使用ルールなどを指導するだけでなく、家庭等での学習に向けて、保護者や地域の方々など関係者にも理解と協力を得ながら、児童・生徒が安全・安心に端末を利用できる環境を整えることが重要です。このため、ICTの活用に当たり、学校と保護者等との間で共通理解を図っておくことが望ましいポイントを、事前に確認しておきましょう。

文部科学省 「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和3年3月12日）別添1～3より抜粋（右二次元コード参照）



《学校と保護者等との間で共通理解を図っておくことが望ましいポイント例》

##### ○児童・生徒が端末を扱う際のルールについて

- 使用時間を守る
- 端末・アカウント（ID）・パスワードの適切に取り扱う
- 不適切なサイトにアクセスしない
- インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない
- アプリケーションの追加／削除、設定の変更は、学校設置者・学校の指示に沿って行う
- 学習の目的以外では使わない 等



##### ○健康面への配慮について

- 端末を使用する際により姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を30cm以上離す
- 長時間にわたって継続して画面を見ないように、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休める 等

##### ○端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方について

- 本人の許可を得ることなく写真を撮ったり、録音・録画したりしない
- 児童・生徒が自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）を、誰もがアクセスできるインターネット上に不用意に書き込まない
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせることを、ネット上に書き込まない 等



##### ○トラブルが起きた場合の学校、保護者、児童・生徒の情報共有の仕組みについて

- 端末持ち帰り時の故障、破損、盗難時等の対応手順や連絡先を教職員、保護者、児童・生徒にわかるように示しているか
- セキュリティ問題（情報漏えいなど）やインターネット利用に関するトラブルが発生した際の連絡先や相談先（ネットいじめ等が発生した場合の対応フローなど）を教職員、保護者、児童・生徒にわかるように示しているか 等



## 5 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習

社会の変化に伴い、学校での教育活動も日々、変化と進化を続けています。その中で、児童・生徒の多様な状況の変化への対応が必要になります。

ICTの活用により、様々な理由で、今まで一斉に学習することが困難だった児童・生徒への、学びの機会が提供できるようになっていきます。個々の状況に応じた学習の取組事例を以下に示しているので、ICTが児童・生徒にとって、学びを保障するツールとなるように、保護者とも協力し、学校の実情に応じた取組を進めましょう。

- ・学習指導員等によるチーム・ティーチング（T.T）や別室での個別指導、放課後の補習などの実施。オンライン形式での別室や家庭での授業視聴など、一斉授業と同じ学習機会を保障する。
- ・WEB会議システム等を活用し、不登校や支援を必要とする児童・生徒と教員、スクールカウンセラー（SC）とのやり取りや、別室登校児童・生徒と学級の児童・生徒とのやり取りを行う。

### 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

特別な配慮を必要とする児童生徒や、特別な才能をもつ児童生徒に対して、遠方にいる教員等が支援することで、それぞれの状況に合わせたきめ細かい支援を行います。また、一人一人の児童生徒がそれぞれ教員等とつながることで、それぞれの興味関心に寄り添った指導を行います。

#### 1 日本語指導が必要な児童生徒を支援する遠隔教育

外国にルーツをもつ児童生徒等と日本語指導教室等をつなぎ、日本語指導の時間をより多く確保する。



#### 2 児童生徒の個々の理解状況に応じて支援する遠隔教育

個々の児童生徒と学習支援員等を個別につなぎ、児童生徒の理解状況に応じて、学習のサポートを行う。



#### 3 不登校の児童生徒を支援する遠隔教育

自宅や適応指導教室等と教室をつないで、不登校の児童生徒が学習に参加する機会を増やす。



#### 4 病弱の児童生徒を支援する遠隔教育

病室や院内分教室等と教室をつないで、共同で授業を行うことで、孤独感や不安を軽減する。



文部科学省 「教育の情報化に関する手引き  
—追補版—（令和2年6月）」の7章（右二次元コード参照）



## オンラインで授業を配信する際の留意点

オンラインで授業を配信するには、学校は、著作権や肖像権の保護等の観点から、動画を配信する側と視聴する側が、それぞれしてはいけないことや配慮すべきこと、留意点等を明確にし、文書や面談を通して、児童・生徒、保護者に対して説明することが必要です。

### 授業の配信における留意点

#### ・授業の配信方法について

- 授業の配信方法を誤ると、児童・生徒、教員の個人情報が第三者に公開されてしまう危険性があります。授業の配信においては、著作権や肖像権保護の観点から、あらかじめ決められた児童・生徒だけが授業を視聴することができるように、十分留意する必要があります。
- WEB 会議システムへの参加者や、動画共有サイトの公開範囲（オンデマンド型の場合は公開期間も含む）を、授業者の受け持つクラスの児童・生徒に限定するなど、適切に設定することが必要です。

### 児童・生徒や保護者から同意を得るべきこと

#### ・配信が可能な教科、時間、配信方法など

- 授業を配信するにあたり、学校と保護者、児童・生徒との面談等により、児童・生徒の状況に応じて、指導・評価の計画を立てましょう。併せて、各学校の実情に応じて、配信可能な教科、時間、配信方法などを説明し、児童・生徒、保護者が納得して学習を進められるようにすることが重要です。

#### ・配信される授業における肖像権等について

- 配信された授業動画等を撮影、録画、録音したり、SNS や動画共有サイトにアップロードしたりすることは、授業が第三者の目にふれる可能性を高めるとともに、肖像権の侵害や著作物の目的外利用につながります。情報モラルの観点から、このような行為は許されないことを、児童・生徒、保護者に説明する必要があります。
- 個々の事情（体調面の理由などで授業のすべてをリアルタイムで見ることができない など）で動画等の保存が必要な児童・生徒については、事前に面談を行い、視聴後に動画を削除することに同意を得るなど、個別に対応するようにしましょう。

#### 《参考 HP》

日本大学商学部 広報誌 Kinuta デジタル

CLOSE UP K!nuta

「ここに気をつけよう！遠隔授業でのNG 行為」  
(右二次元コード参照)



# 端末の持ち帰りや利用についての同意書の例

## 相模原市

**タブレット PC 使用 および 持ち出し 申請書**

タブレット PC の使用および家庭に持ち出すに当たり次の項目に、同意する項目にチェックを入れましょう。(□部分に☑を入れる。)

学習活動に関わる以外には、使用しません。

破損・故障しないようについていねいに取り扱います。

また、破損・故障・紛失等の場合は、すぐに学校に申し出します。

アプリケーションを勝手にダウンロードしたり、故意に設定をかえたりしません。

アドレス・パスワードは他人には教えません。

相手を傷つけ、嫌な思いをさせる人権侵害にあたる書き込みはしません。

利用している動画・画像の著作権や肖像権の侵害をしません。

持ち帰りの日の登下校は、寄り道をしません。

登下校中、タブレット PC が入った鞆(かばん)は、手放しません。  
(盗難・紛失防止のため)

必ず、次の登校日には、忘れずに持ってきます。

以上、しっかり守ってタブレット PC を使用し、持ち出しすることを約束します。

令和 年 月 日  
年 組 番 氏名

## 熊本市

**保存版** 端末番号( )

**熊本市学習用 iPad の利用についての同意書**

熊本市から貸与された学習用 iPad は、学校、家庭での学習用として使用します。

**学習用 iPad の基本的な使用について**

- 毎日学校で使えるようにして(家で充電して)持って行きます。
- 故障や破損があればすぐに保護者や教師に報告します。

**個人情報の保護について**

- 写真を撮ったり、音や映像を録音・録画したりする時は、相手の許可(肖像権等)を得ます。
- 自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しません。

**人権侵害について**

- 相手を思いやり、傷つけたり、不快感を与えたりしないようにします。

**著作権について**

- 他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可を得るようにします。

**安全性(セキュリティ)やネットワーク上のルール、マナーについて**

- インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿を行わないようにします。
- 教員と保護者が、違法・不適切な使用をしていないことを確認することがあります。
- アカウント名やパスワードは自分で管理します。

**健康面について**

- 健康面に留意し、時間を決めて使用します。
- 通信量が多い場合、学校から使い方について本人、保護者に連絡し確認をする場合があります。

上記の条件をしっかり守り、学習用 iPad を卒業までの期間使用します。

熊本市教育センター所長 様 令和 年 月 日

所属 : 熊本市立 \_\_\_\_\_ 学校  
児童生徒名 : \_\_\_\_\_  
保護者名 : \_\_\_\_\_

## 福生市(表)

**児童・生徒の皆さん** (表面)

**学習用 iPad の利用についての約束**

福生市教育委員会

※下の□及び1から6までの約束について、保護者の方と確認して、□にチェックを入れてください。

福生市から貸与された学習用 iPad は、学校や家庭での学習用として使用します。

**1 学習用 iPad の基本的な使用について**

- 毎日、学校で使えるように、家で充電して持っていきます。
- 故障や破損をしたら、すぐに保護者の方や先生に報告します。

**2 個人情報の保護について**

- 学習活動で写真を撮ったり、音や映像を録音・録画したりするときは、相手の許可を得ます。
- 自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しません。

**3 人権侵害について**

- 相手を思いやり、傷つけたり、不快感を与えたりしないようにします。

**4 著作権について**

- 他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可を得るようにします。

**5 安全性(セキュリティ)やネットワーク上のルール、マナーについて**

- インターネットで、不適切なサイトの閲覧はしません。
- 違法・不適切な使用をしていないことを保護者の方や先生が確認します。
- アカウント名やパスワードは自分で管理します。

**6 健康面について**

- 健康面に留意し、保護者の方と相談して、時間を決めて使用します。( 時 分 まで)
- 通信量が多い場合、使い方について、本人、保護者の方に連絡し、確認をする場合があります。

※ 全ての□にチェックしたら、下に名前を書きましょう。

★約束をしっかり守り、学習用 iPad を卒業までの期間、使用します。★

令和 年 月 日

学校

年 組 名前

## 福生市(裏)

**学習用 iPad 貸し出しに関する留意事項** (裏面)

福生市教育委員会

**1 目的**

福生市教育委員会では、市立小中学校の全ての児童・生徒に、学校及び家庭での学習のために、学習用 iPad 及び付属品を貸与します。

貸与するにあたり、保護者の皆様には、表面の約束についてお子様と御確認いただくとともに、次の事項も御確認いただいた上で、同意書の提出をお願いします。

**2 留意事項**

- 貸与品(iPad、キーボード一体型ケース、タッチペン、充電アダプタ、USB 充電ケーブル)は、市から貸与されているものです。卒業及び転校時には返却していただきますので大切に取り扱いください。
- 学習を目的とし貸与するものとなります。公序良俗に反することや、違法行為等に使用しないでください。
- 盗難、紛失には十分に御注意ください。万一、紛失や盗難があった際には速やかに学校に御連絡ください。(盗難等の被害に遭われた場合には、警察に届け出て証明を受けてください。)
- 故障、破損等が発生した場合には速やかに学校に御連絡ください。原則、故障や破損については、教育委員会にて修理いたしますが、重大な過失や故意による場合には保護者負担になる場合があります。また、充電器につきましては、故障等した場合には、自宅に代替品がある場合にはそちらをお使いください。ない場合には市教育委員会にて1回目は交換します。2回目以降は、御家庭で用意してください。
- iPad は、児童・生徒の興味・関心や自由な発想を伸ばし、主体的に考え、活用してもらいたいと考えています。これからの時代を生きる子どもたちが、新たな機器やサービスに対応し、安全に賢くインターネットを利用するため、家庭内でのルールを作ってください。
- iPad は、市教育委員会にて通信状況や閲覧履歴等把握しています。過度な利用等がある場合や不適切な活用がある場合には学校から連絡をさせていただきます。また、遠隔で操作する場合があります。
- iPad の通信容量には制限があります。家庭で Wi-Fi 環境がある場合には、必ず Wi-Fi 接続の上、活用していただきますようお願いいたします。回線費用は保護者負担となります。
- 充電は各家庭で行ってください。
- 遠隔授業等のために、授業中の動画を録音・配信する場合があります。
- 学校から付与されたパスワードやIDは、第三者に漏れないよう管理してください。
- USBメモリ等、外部装置・周辺機器との接続はしないでください。

----- 切り取り線 -----

**同意書**

学習用 iPad 及び付属機器を活用するにあたり、「学習用 iPad の利用についての約束」、「学習用 iPad 貸し出しに関する留意事項」を確認し、同意します。

Wi-Fi 環境があるため、自宅の Wi-Fi に接続します。(Wi-Fi がある御家庭はチェックをお願いします。)

福生市教育委員会 宛 令和 年 月 日

学校 \_\_\_\_\_ 年 組 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_  
保護者氏名 \_\_\_\_\_

兄弟姉妹がいる場合には人数分提出をお願いします。  
本同意書の提出をもって、学習用タブレット貸与期間中、上記の留意事項に同意しているものと見なします。

文部科学省 「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について(通知)」(令和3年3月12日) 参考資料より抜粋(右二次元コード参照)



## 6 動画教材等の学習コンテンツ一覧表

NHK for School 及び全国の自治体作成の教育動画リンクシート（神奈川県教育委員会作成）を活用しましょう。エクセルファイルに教科ごとのシートがあり、学年ごとに対応するホームページにワンクリックで移動ができるようになっています（番組名をクリックすると該当ホームページが開く）。

エクセルファイルをデータで児童・生徒に提供することで、学校の授業での活用だけでなく、予習や復習としての課題や、自主的な家庭学習での教材として活用できます。

### 《国語シート》

国語	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年	
NHK for School	ことばドリル(1・2年)									
	おはなしのくに(幼保・1～3年)									
				お伝と伝じろう(3～6年)						
				おはなしのくにクラシック(3～6年)						
				ひょうたんからコトバ(3～6年)						
				わかる国語 読み書きのツボ(5・6年)						
				にほんごであそぼう(幼保・小・中)						
							10min 現代文			
							10min 古文・漢文			
国語	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年	
自治体作成	大阪府教育センター									
	さいたま市教育委員会									
	広島県教育委員会									
	群馬県教育委員会									
	長野県教育委員会			長野県教育委員会						
	徳島県立総合教育センター			徳島県立総合教育センター						
	栃木県教育委員会									
	千葉県教育委員会									

### 《社会シート》

社会	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
NHK for School			コノマチオリサーチ(3年)						
			見えるぞ！ニッポン(3・4年)						
			知っとク地図帳(3・4年)						
			よるくファンファン(4年)						
				未来広告ジャパン(5年)					
						社会にドキリ(6年)			
						歴史にドキリ(6年)			
社会	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
自治体作成							さいたま市教育委員会		
							群馬県教育委員会		
				長野県教育委員会					
				栃木県教育委員会					
				千葉県教育委員会					

《算数・数学シート》

算数・数学	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年	
NHK for School	さんすう犬ワン(1~3年)						アクティブ10 マスト!			
				さんすう刑事ゼロ(4~6年)						
				マテマティカ2(4~6年)						
算数・数学	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年	
自治体作成	大阪府教育センター									
							大阪府教育委員会			
	さいたま市教育委員会									
	広島県教育委員会						広島県教育委員会			
	群馬県教育委員会									
	長野県教育委員会									
							徳島県立総合教育センター			
	栃木県教育委員会									
	千葉県教育委員会									
	福岡県教育委員会									
	下妻市教育委員会									

《生活・理科シート》

理科・生活	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
NHK for School	おぼけの学校たんけんたん(1・2年)						アクティブ10 理科		
	すたあと(幼保・1年)						10min 理科1分野		
			ふしぎだいすき(3年)				10min 理科2分野		
			ふしぎエンドレス(3年)		ふしぎ大調査(4年)		10min 野外観察的分野		
			ふしぎがいっぱい(3年)		ふしぎエンドレス(4年)		ふしぎワールド(5年)		
			ふしぎがいっぱい(4年)		ふしぎエンドレス(5年)		ふしぎ情報島(6年)		
					ふしぎがいっぱい(5年)		ふしぎエンドレス(6年)		
							ふしぎがいっぱい(6年)		
	考えるカラス								
	大科学実験								
	マイクロワールド								
カガクノミカタ									
ものすごい図鑑持って、さあ森へ! カブトムシ探検隊									
香川照之の昆虫すごいぜ!									
理科・生活	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
自治体作成							さいたま市教育委員会		
	広島県教育委員会						広島県教育委員会		
							群馬県教育委員会		
	長野県教育委員会								
					徳島県立総合教育センター				
						栃木県教育委員会			
千葉県教育委員会									



## 《音楽シート》

音楽	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
NHK for School			おんがくブラボー(3~6年)						
自治体作成	広島県教育委員会		広島県教育委員会				広島県教育委員会		
	長野県教育委員会								
	千葉県教育委員会								

## 《図画工作・美術シート》

図工・美術	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
NHK for School					きみなら何つくる?(5・6年)				
自治体作成	さいたま市教育委員会								
	広島県教育委員会								
	長野県教育委員会								
	千葉県教育委員会								

## 《体育・保健体育シート》

保健体育	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
NHK for School			はりきり体育ノ介(3~6年)						
自治体作成	さいたま市教育委員会								
	広島県教育委員会								
	群馬県教育委員会								
	長野県教育委員会								

## 《技術シート》

技術	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
NHK for School					10min テイクテック(5・6年・中学)				
自治体作成							広島県教育委員会		
							長野県教育委員会		

## 《家庭シート》

家庭	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
NHK for School					カテイカ(5・6年)				
自治体作成					広島県教育委員会				
					長野県教育委員会				

## 《外国語活動・外国語シート》

外国語・英語	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年	
NHK for School			エイゴビート(3・4年)					しりたガールと学ボーイ		
			エイゴビート2(3・4年)							
			えいごリアン・スーパーえいごリアン(3～6年)							
					基礎英語0～世界エイゴミッション(5・6年)					
外国語・英語	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年	
自治体作成							大阪府教育センター			
	さいたま市教育委員会							さいたま市教育委員会		
			広島県教育委員会					広島県教育委員会		
							群馬県教育委員会			
					長野県教育委員会		長野県教育委員会			
							徳島県立総合教育センター			
							栃木県教育委員会			
						千葉県教育委員会				
						福岡県教育委員会				
					下妻市教育委員会					

文部科学省ホームページの「子供の学び応援サイト～学習支援コンテンツポータルサイト～」では、動画教材の他にも、教科書出版社や自治体で作成したワークシートなどのコンテンツが公開されています。授業や家庭学習に活用しましょう。

(右二次元コード参照)



## 児童・生徒の心のケアについて

- 夏季休業明け、すべての教育活動の基盤となる、児童・生徒一人ひとりの生活や心の安定に関して、各学校では、全教職員が児童・生徒の心身の健康状態の把握に努め、日常の何気ない場面からも、児童・生徒の生活や状況の変化に気付こうとする姿勢をもつことが必要である。
- 児童・生徒を多角的・多面的に理解するためにも、複数の教職員が互いの学級の様子について、常に情報共有や意見交換を行うこと。

### 児童・生徒の心のケア

- ・児童・生徒の様々な「ストレス言動」が予想される。

#### <ストレス言動例>

- ・生活習慣の乱れ ・昼夜逆転 ・ゲーム依存 ・動かない ・動きすぎる
- ・対話が少ない ・「つまらない」を連呼 ・落ち着きがない ・いら立ち
- ・怒りっぽい ・けんかが多い ・物を壊す 等

- ・また、次のような「心の反応」も予想される。

#### <心の反応例>

- ・自分や家族への感染への過剰な不安
- ・知識の欠如、うわさ、誤報等による恐怖や不安
- ・「除外された」「一人ぼっちになった」などの心理的・物理的孤立
- ・攻撃性の過剰（他者への暴言・暴力、自傷行為）
- ・家族内の些細な口論や小言の増加
- ・配慮が必要な児童・生徒の状況や状態の悪化 等
- ・過剰適応（過度にしっかりした態度・いじられキャラを演じる 等）

### 【対応について】

- 児童・生徒は、通常、安全で支えられていると感じられる環境の中で、不安な気持ちを表現したり、やり取りしたりすることができることで安心感を得る。教職員は、次のようなことに心がけながら、児童・生徒の心のケア（サポート）に取り組むこと。
  - 児童・生徒の声に積極的に耳を傾け、理解する姿勢を心がける。
  - 児童・生徒が安心できるような情報を、発達の段階に応じた方法で伝える。
  - 体のエクササイズ（適度な運動、ストレッチなど）や心のリラックス・エクササイズ（深くゆっくりとした呼吸、気分転換など）を取り入れるなど工夫する。
- 児童・生徒の心のケアに関して、養護教諭や教育相談コーディネーターなど学校全体で情報共有したうえで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐなど、必要な支援を行うこと。

## いじめ、偏見、差別等の防止

- ・ 例えば、次のような児童・生徒に対して、いじめ、偏見、差別等が起きることが懸念される。

- ・ 感染が拡大している国や地域から転入した児童・生徒
- ・ 本人または家族が、新型コロナウイルスに感染が認められた、あるいは疑いがあるとされた児童・生徒
- ・ 本人または家族が「濃厚接触者」と判断された児童・生徒
- ・ 家族が、医療従事者や社会機能の維持に当たる方である児童・生徒
- ・ 風邪やアレルギー等の理由で、咳やくしゃみをしている児童・生徒 等

- ・ また、今後、学校全体でうがい・手洗いの励行やマスクの着用などを進める中、こうした行動をうまくとれない児童・生徒に対して、他の児童・生徒が注意することが多くなると考えられる。

児童・生徒同士が互いを認め合い、励まし、支え合える関係を構築していくことが、学校における感染防止策の推進にとっても大切。

- ・ さらに、いじめ、偏見、差別等の兆候や、児童・生徒が発信する微細なサインを、教職員が見逃してしまったり、教職員が一人で抱え込んでしまったりすることで、事案が長期化、重篤化することも考えられる。

### 【対応について】

- 全ての児童・生徒に対し、相手の気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしないよう、継続した指導を行うこと。
- 「どのような言葉に気を付けたらよいか」等を、児童・生徒に相手の身になって考えるよう指導すること。
- 児童・生徒の言葉や態度、振る舞いが、結果として相手を傷付けてしまうことは、「どの学校、どのクラス、どの児童・生徒」にも起こり得ることから、次のような視点で、児童・生徒の様子をきめ細かく把握すること。

- いつもと違う友だちと登校する
- 授業中、グループになると不安な様子を見せる
- 休み時間、一人になれる場所を探している
- 昼食時、食欲がない
- 清掃時、人の嫌がる仕事ばかりしている
- 部活動を辞めたいと言い出す
- 保健室によく行くようになる
- 物がよくなる 等

参考：「いじめのサイン発見シート」（文部科学省）

「子どもの安全を守る6つの点検」（神奈川県教育委員会）

- 児童・生徒のサインや悩みを受け止めた教職員は、一人でその問題を抱え込まず、組織的な対応を適切に行うこと。

いじめ等の疑いが見られた場合には、学校及び教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について、適切な対応を行うこと。

各県立高等学校長 様  
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

## 令和 3 年 9 月 1 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 12 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動等については、令和 3 年 8 月 17 日付け教育長通知によりお示ししています。

しかしながら、本県においては現在も、連日 2,000 人以上が新規感染者となる状況が続いています。このような状況下においては、各学校が、強い危機感を持ちリスクを回避し、生徒の安全・安心を確保しながら、教育活動を継続していかなくてはなりません。

については、県教育委員会として、県内の人流抑制及び校内における感染防止対策の強化という視点から、令和 3 年 9 月 1 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、さらに一層、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いいたします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

9 月 1 日から 9 月 12 日までは、3 年生（定時制については 3 年生・4 年生）は週 2 日、1 年生・2 年生は週 1 日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・登校時の授業については、普通教室の上限人数を 20 人程度とする。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。
- ・9 月 1 日以前から夏季休業終了後の教育活動を開始している学校のうち、分散登校の準備が整う学校については、教育委員会と協議の上、分散登校を前倒しして実施することを可とする。

## ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

#### エ 学校行事等について

##### ①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

##### ②文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

##### ③学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

### 【緊急事態措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

#### 1 感染防止対策の徹底について

- 現在、我が国では、従来株より感染しやすい可能性や重症化しやすい可能性が指摘されている変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいるが、国立感染症研究所によると、変異株についても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年5月7日付け保体第1271号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」（令和3年6月14日付け保体第1591号保健体育課長通知により一部修正）に基づき、警戒度を高め、

特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。

オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

○ 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。

エ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

オ 校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

カ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

キ 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクを外すなどの熱中症対策を優先すること。

ク 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

○ 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。

## 2 学習活動における留意事項について

○ 分散登校の実施に当たっては、次の点に留意して実施すること。

ア 登校日数は、3年生（定時制については3年生・4年生）は週2日、1年生・2年生は週1日を基本とする。ただし、定期試験を実施する場合は、1年生・2年生は週2日、3年生（定時制は3年生・4年生）は週3日を上限とすること。

イ 短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とすること。

ウ 普通教室の上限人数を20人程度とし、可能な限り距離を確保すること。

エ 自宅等における学習については、オンラインを活用して、学びの質の保障を行うこと。

### <9月1日～9月12日における分散登校の実施イメージ>

#### 【学年ごとの週当たりの登校日数と家庭学習の日数】

	週当たりの登校日数	家庭学習の日数
1、2年生	1日	4日
3年生	2日	3日

※家庭学習は、オンライン学習（授業の同時双方向による配信、授業動画のオンデマンド配信、学習教材や学習課題の配信や提出等）を基本として実施する。

#### 【学年ごとに登校する日を分ける場合】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	対面授業	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
2年生	オンライン	オンライン	対面授業	オンライン	オンライン
3年生	オンライン	対面授業	オンライン	対面授業	オンライン

※対面授業を行う際、普通教室の上限人数は20人程度とする。

※この例では、月曜日に登校する1年生については、各クラスの生徒（40人）を2つの教室に分けて（20人ずつ）、授業を実施する。

※一般的な普通教室に20人の生徒が入る場合、1.3mから2m程度の間隔を確保できる。

#### 【学年の半数の生徒が登校する場合】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	対面授業 (奇数番号) <small>偶数はオンライン</small>	対面授業 (偶数番号) <small>奇数はオンライン</small>	オンライン	オンライン	オンライン
2年生	オンライン	オンライン	対面授業 (奇数番号) <small>偶数はオンライン</small>	対面授業 (偶数番号) <small>奇数はオンライン</small>	オンライン
3年生	オンライン	対面授業 (奇数番号) <small>偶数はオンライン</small>	対面授業 (偶数番号) <small>奇数はオンライン</small>	対面授業 (奇数番号) <small>偶数はオンライン</small>	対面授業 (偶数番号) <small>奇数はオンライン</small>

※この例では、月曜日に登校する1年生は、各クラスの出席番号が奇数番号の半数の生徒、火曜日に残りの半数（偶数番号）生徒が登校することとしている。



- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
  - ウ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 自宅等において学習を行う際に、家庭の通信環境が整わない生徒に対しては、必要に応じて、端末やモバイルルーター等の貸出しを行うこと。
- 分散登校の実施に当たり、自宅等において学習を行うことに不安等のある生徒については、登校させ学校でオンラインを活用した授業に参加させる等、丁寧な対応を行うこと。
- 分散登校の際の自宅等における学習の取扱いについては、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。

### 3 出欠席の取扱いについて

- 分散登校に伴う出欠席の取扱いについては、次のとおりとすること。
  - ア 学年ごとに登校する日を設定する場合は、登校する学年は授業日数に含めるが、登校しない学年は授業日数に含めないこと。
  - イ 学年を別日に分けて登校させることは可能であるが、その場合は同一学年の授業日数は同一とすること。
- 分散登校により、自宅等にいる生徒に対して、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
  - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む)  
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

### 4 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施については、必要最小限のものに限定することとし、感染防止対策を強化・徹底するよう生徒を指導すること。
  - ア 生徒会活動は原則として実施しないこととする。実施する必要があると校長が判断する場合は、ICTの活用などの工夫を講じるよう指導すること。
  - イ 大会等への参加に伴う部活動の取扱いについては、別紙2に基づくこと。

## 5 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
  - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）  
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

## 6 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 特に、休業期間終了後の時期に生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。

## 7 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、オンライン会議システムやSNSを適宜活用するなど、工夫して行うこと。

## 8 学校施設開放について

- 学校施設開放については9月1日から9月12日の期間は中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

## 変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年8月17日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍(40-64 歳では1.66 倍)と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)やB.1.351 系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)の割合が上昇しており、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進んでいる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

### 問合せ先

#### 【通知全般に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045)210-8260 (直通)

#### 【部活動(運動部)に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

#### 【部活動(文化部)に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

#### 【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

#### 【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

特第 1412 号  
令和 3 年 8 月 26 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

夏季休業終了後の県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 12 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立特別支援学校の教育活動等については、令和 3 年 8 月 17 日付け教育長通知によりお示ししています。

しかしながら、本県においては現在も、連日 2,000 人以上が新規感染者となる状況が続いています。このような状況下においては、各学校が、強い危機感を持ちリスクを回避し、児童・生徒等の安全・安心を確保しながら、教育活動を継続していかなくてはなりません。

については、県教育委員会として、県内の人流抑制及び校内における感染防止対策の強化という視点から、夏季休業終了後の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、さらに一層、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いいたします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

夏季休業終了後から 9 月 12 日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 大会等の 14 日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

#### エ 学校行事等について

##### ①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

##### ②文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

##### ③学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

### 【緊急事態措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

#### 1 感染防止対策の徹底について

- 現在、我が国では、従来株より感染しやすい可能性や重症化しやすい可能性が指摘されている変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいるが、国立感染症研究所によると、変異株についても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年5月7日付け保体第1271号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」（令和3年6月14日付け特第1235号特別支援教育課長通知により一部修正）に基づき、警戒度を高め、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。

- オ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。
- ア 児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
- イ 児童・生徒等が、毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底するよう指導すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
- ウ 発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。
- エ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。
- オ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また、座席の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うこと。
- カ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。
- キ 熱中症は、命に関わる危険があることを踏まえ、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクを外すなどの熱中症対策を優先すること。
- ク 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。
- ケ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。また、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
- コ 県立学校において、教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。
- 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
  - ウ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 自宅等において学習を行う際に、家庭の通信環境が整わない児童・生徒等に対しては、必要に応じて、端末やモバイルルーターの貸出しを行うこと。

## 3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

- 児童・生徒等の主体的な活動の実施については、必要最小限のものに限定することとし、感染防止対策を強化・徹底するよう児童・生徒等を指導すること。
  - ア 児童・生徒会活動は原則として実施しないこととする。実施する必要があると校長が判断する場合は、ICTの活用などの工夫を講じるよう指導すること。
  - イ 大会等への参加に伴う部活動の取扱いについては、別紙2に基づくこと。

## 4 感染状況に不安を抱く児童・生徒等、保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒等指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える児童・生徒等など、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないよう、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
  - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラ

インを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）

※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

5 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の対応として、「学校の新しい生活様式Ver. 6」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年12月9日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）」

- 文部科学省令和2年6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

- 厚生労働省令和2年5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

6 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を徹底すること。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

7 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver. 6」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。



## 8 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 特に、休業期間終了後の時期に児童・生徒等の自死が増加する傾向があることを踏まえ、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。

## 9 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、オンライン会議システムやSNSを適宜活用するなど、工夫して行うこと。

## 10 学校施設開放について

- 学校施設開放については9月1日から9月12日の期間は中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

### **変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年8月17日変更)から抜粋】**

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍(40-64 歳では1.66 倍)と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)やB.1.351 系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)の割合が上昇しており、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進んでいる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

## 県立高等学校等における分散登校中の授業実施上の留意事項

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）確保するような座席配置とすること。（各教室20名程度（普通教室））</li> <li>○生徒が、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。</li> <li>○発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。</li> <li>○授業の題材として、感染症、ウイルス等について扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。</li> <li>○外部と連携した取組を行う場合は、ICT機器を効果的に活用した工夫を検討すること。</li> <li>○授業でパソコンなどを使用した後は、毎回キーボード、マウス等の機器を柔らかい布（水で濡らし、かたく絞ったもの）でふき取るとともに、手洗いの徹底などの必要な感染防止対策を取ること。（キーボード等の機器の消毒に薬剤を用いる場合、使用箇所の素材を確認し、目立たない場所で試してから使用すること。）</li> </ul>
2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項	
国 語	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発話を極力避けるため、調べたり考えたりしたことについては、レポートにまとめさせる等の工夫をする。その際は、ICT機器を有効に活用すること。</li> <li>○文章を読ませる際は、音読ではなく、黙読させること。</li> <li>○「話すこと・聞くこと」領域におけるスピーチ等の指導を行う際は、ICT機器を活用するか、話し手と聞き手の距離を十分に確保したり、座席配置を工夫したりする。</li> </ul>
地 理 歴 史 ・ 公 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設見学や地域調査などは、この期間は実施しない。</li> <li>○論述や討論などの活動をする際は、ICT機器を活用するなどして、対面形式とならないよう留意すること。</li> <li>○社会的事象を扱う際には、政治的・社会的中立性に配慮し、現在の社会情勢やそれに対する政策等について、特定の見方や考え方に偏ることのないようにする。</li> </ul>
数 学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「数学Ⅰ」におけるデータの分析や「数学Ⅱ」における確率分布と統計的な推測等で、感染症のデータを扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。</li> </ul>

**別紙 1**

<b>理科</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、行わないこと。(生徒が個別に実験や実習を行うことは可)</li><li>○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li><li>○「科学と人間生活」、「化学基礎」、「化学」、「生物基礎」、「生物」の各科目(特に、免疫、抗原抗体反応、PCR法、ウイルス、ワクチン、医薬品等)の学習活動において、新型コロナウイルス感染症を題材として扱うことも考えられる。その扱いには細心の注意を払うとともに、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。</li></ul>
<b>保健体育</b>	<p><b>【体育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。</li><li>○熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。</li><li>○マスクを外している際は、人との十分な距離をできるだけ保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。</li><li>○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行う。</li><li>○体育館等の屋内において実技を行う場合、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。</li><li>○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行わないこと。</li><li>○なるべく個人で行う運動とし、特定の少人数(2～3人程度)での活動を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。</li><li>○用具・ボール等の共有はできるだけ避け、やむを得ない場合は、特定の少人数で使用し、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li><li>○更衣室内も同様に空間を確保する。</li><li>○可能な限り屋外で実施し、やむを得ず室内で行う場合は窓・扉を開放し、十分な換気を行う。</li><li>○教員はマスク着用を原則とするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合(指導のために教員が運動を行う場合等)は外しても構わない。</li><li>○教員がマスクを外した際は、不必要な会話や発声を行わず、他者との距離を2m以上(同方向に動く場合は更に長い距離)確保する。</li></ul>

保健 体育	<p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○グループで用具を共用する応急手当や心肺蘇生法などのような実習は設定しない。</li> <li>○実習については、感染状況を踏まえて実施を判断し、実施する場合は用具の共用をできるだけ避け、やむを得ない場合は、その時間内での共用を最小限にしたうえで、使用前後に用具の消毒をするとともに、授業前後の生徒の手洗いを徹底する。</li> <li>○必要に応じて消毒液を使用するなど、感染予防対策を実施する。</li> <li>○応急手当や心肺蘇生法については、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行う。</li> </ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器の演奏は行わないこと。</li> <li>○歌う（発声する）際は、マスクを着用させ、生徒同士の間隔（できるだけ2 m（最低でも1 m）確保する。）を前後左右十分とった状態で指導する。また、生徒同士が（対面の形など）向かい合って歌わないようにする。</li> <li>○歌う際は、換気の時間等を挟み、生徒の体調に気を付けながら適切に指導する。また、授業中は、マスクを着用させることから、長時間連続して歌う活動は、行わないこと。</li> <li>○楽器の演奏（練習）をさせる際は、マスクを着用させ、生徒同士の間隔（できるだけ2 m（最低でも1 m）確保する。）を前後左右十分とった状態で指導する。</li> </ul>
美術・ 工芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</li> <li>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○制作の説明や鑑賞を行う際はワークシートやICT機器を活用すること。</li> <li>○ポスターデザイン等のテーマとして感染症予防等について扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。</li> </ul>
書道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</li> <li>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> </ul>
外国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スピーチを行う際は、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。また、ICT機器も積極的に活用すること。</li> <li>○発声を伴う活動の際は、特に換気を徹底すること。</li> </ul>

**別紙 1**

<b>家 庭</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○生徒同士が近距離で活動し、飲食を伴う調理実習については、特にリスクが高いことから、行わないこと。</li><li>○実験や調理実習以外の実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li><li>○生徒の身体接触が避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</li><li>○実験や実習の説明はワークシートやタブレット等を活用し、密集して指導しないようにする。</li></ul>
<b>情 報</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、柔らかい布（水で濡らし、かたく絞ったもの）で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</li><li>○プログラミングやシミュレーションにおいて、ウイルスの増殖や感染症のデータを扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。</li></ul>

**3 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項**

- 実験・実習の内容を十分に理解できるよう、実験・実習のポイントや留意点等に関する動画等の教材を作成する等、オンラインを併用した学習により生徒の理解を促すこと。
- 実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行う等、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせる等、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。
- 実習の実施に際しては、複数の実習室に分けて実施する等、1教室当たりの人数を少なくする等の工夫をすること。
- 生徒が共用で使用する実習・実験器具等については、適切な消毒と授業前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。
- 窓を開けたまま行うことができない実習等の場合は、10分～15分程度ごとに窓等を開放し、十分な換気を行うこと。
- 産業現場等における長期間の実習（いわゆるデュアルシステム）においては、授業に準じる対応が可能であれば、実習先・保護者の了解のもと実施できることとする。
- 資格・検定試験については、授業に準じる対応が可能であれば、保護者の了解のもと実施できることとする。また、実施に伴う補習等が必要な場合にも、指定の登校日・時間以外に別途時間を設定して対応することができることとする。
- 補習については、授業と同じように感染防止対策を行い、保護者の理解を得て実施することができる。なお、密となりやすい小教室の利用は避け、広い実習室等、できるだけ開放的な教室で実施すること。（完全下校時刻までに生徒が下校できるように計画すること。）

## 4 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染防止対策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</li> <li>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</li> <li>○総合実習のいわゆる時間外実習（当番実習）は、課題等で代替できる場合は、生徒の負担とならない形で代替することを検討する。</li> <li>○学校農業クラブ活動での実習は、授業及び部活動の扱いに準じる。</li> </ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○技術指導、安全指導などは、ICT 機器の活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒による外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</li> </ul>
水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</li> <li>○水産海洋基礎における舟艇実習は、人数を定員の半数までとし、間隔を空けて着座させるとともに、漕艇する時間を制限すること。</li> <li>○プールにおける着衣泳やダイビング、マリンスポーツ等の実習は、体育実技による対応を踏まえること。</li> <li>○栽培施設における実習は、換気が困難な場合は原則職員で対応することとし、生徒が立ち入る場合には、人数を制限すること。</li> <li>○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施すること。但し、泊を伴う実習及び食事や入浴など感染するリスクの高い内容は扱わないこと。（遠洋航海実習については、別途高校教育課と協議する）</li> <li>○小型実習船「わかしお」による漁業実習は、人数を定員の半数までとし、間隔を空けて着座させること。</li> </ul>

**別紙 1**

<b>家庭</b>	○共通教科「家庭」における留意事項を踏まえること。 ○専門教科「看護・福祉」における留意事項を踏まえること。
<b>看護・福祉</b>	○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、行わないこと。 ○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は行わないこと。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○外部施設での実習については、実習先と保護者の了解のもと、必要な感染防止措置について施設と協議した上で最低限の回数にとどめること。

**5 総合的な探究の時間・総合的な学習の時間における授業実施上の留意事項**

- 個人の活動を中心にする場合は、課題の発見と解決に向け、主体的に、①課題の設定、②文献やインターネット等による情報収集、③整理・分析、④まとめ・表現の過程を行えるよう支援すること。
- 発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用して意見等を交換させたり、ワークシートに記入させたりしたものを教員がまとめ、プリントにして配付するなど、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
- 企業や上級学校、地域の方等、外部から講師を招いた講演会やガイダンス形式の授業は行わない。また、地域研究におけるフィールドワーク、体験活動や職業体験における企業・施設訪問等についても行わないこと。
- 外部と連携した取組を行う場合は、ICT 機器を効果的に活用した工夫を検討すること。



## 別紙2

### 県立高等学校等における分散登校中の部活動実施上の留意事項（～9月12日）

#### 1 部活動の実施形態

- ・原則として中止とする。

#### 2 地区及び県域での公式大会・コンクール等

- ※「公式大会・コンクール等」とは学校関係団体（高体連・高文連・特体連・高野連・高ゴ連）及び協会・連盟主催のものをいう
- ・校長の判断の下、大会開催の有無や大会における感染防止対策を確認の上、参加の可否を決定することとする。
- ・参加する場合は、保護者の承諾を得ることとする。

#### 3 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

- ・校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。

#### ※【大会参加に係る部活動の特例】(2・3共通事項)

大会等に参加する場合、生徒のけが防止等、安全面を考慮し、**校長の判断により特例措置として大会等の14日前から**下記活動を認める。

活動形態	・ 万全な感染防止対策を講じた上での活動 ・ 感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
活動範囲	・ 平日 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ ・ 週休日（祝日含） 県内チームとの県内で実施する練習試合や合同練習は可
活動時間	・ 平日 登校した日のみ 60分程度 ・ 週休日（祝日含） 3時間以内 ※午前又は午後のどちらかの活動とし昼食等は挟まない
活動日数	・ 平日 登校した日のみ週2日を上限とする ・ 週休日（祝日含） 週2日を上限とする
指導者	・ 部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること ・ 大会等に参加する場合は、保護者に活動計画や感染防止対策を丁寧に説明し承諾を得ること

#### 4 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- ・泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。
- ※緊急事態措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

## 5 部活動実施に当たっての留意事項

### ○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）

- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

### ○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を強化し、徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

### ○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部、文化部ともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、生徒はマスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染防止対策を講じた上で、マスクを外させること。また、生徒がマスクの着用を希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させることや、生徒の体調の変化に

注意し指導すること。なお、顧問は原則マスクを着用することとする。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。

- ・熱中症のリスクが低いと考えられる場合は、飛沫拡散防止のため、原則マスクを着用すること。特に、歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における分散登校中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

## 6 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性があるとしてされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層強化・徹底するようお願いします。

※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

※ 活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を更に制限することも考えられます。

なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

## 知事メッセージ

県独自の神奈川県版緊急事態宣言から約1か月、法に基づく緊急事態宣言から3週間以上が経過しましたが、本県の新規感染者は、いまだ収束する気配が見られません。この状況を一刻も早く改善するためには、新規感染者を減らすしかありません。

デルタ株の感染力は、従来株の2倍、排出するウイルスの量は、従来株の1,200倍とされています。今、このデルタ株による子どもの感染が広がっています。子ども同士の感染に加え、子どもから家族へと感染の連鎖が懸念されます。

まもなく夏休みが明け、新学期が始まるこの時期、これまで、感染の急所として対策を講じてきた、飲食の場に加え、新たに子どもの感染防止対策が喫緊の課題になっています。

そこで県は、「子どもコロナ対策」を強化していきます。

まず、教育委員会と連携して、県立高校については、登校する生徒30%、自宅でオンライン学習する生徒70%、とする分散登校を実施し、市町村教育委員会や私立学校にも、同様の協力を要請するなど、教育現場での感染拡大防止を強化します。

また、各家庭では、子どもに発熱や咳などの症状が見られた場合は、通園や通学をさせずに、医療機関を受診してください。

**お子さんに熱などの症状がある時は、通園・通学は絶対にさせないでください。**

県では、一部の皆さんに抗原検査キットを配布する事業を試行しました。このキットを利用して陽性反応が出た方が、通勤や通学を控えた、という結果が得られるなど、事業の成果も明らかになりました。

この実績を踏まえて、県では、保育園や幼稚園、小学校等に通う子どもがいる全てのご家庭に、自宅で簡単に検査ができる、抗原検査キットを配布する神奈川県独自の取組を速やかに検討します。

この抗原検査キットで陽性となった場合は、通園、通学を控えるとともに、ただちに医療機関を受診してください。

医療従事者の皆さんは、今この時も、患者の命を救うため、献身的な努力を続けています。

全ての県民の皆さんに、災害ともいえる状況の中で、コロナに感染しない、感染させないための最大限の取組をお願いいたします。

令和3年8月26日

神奈川県知事 黒岩 祐治